

○立科町移住体験プログラム・住宅利用要領

1 はじめに

(1) 新型コロナウイルス感染症を防ぐため、体験住宅利用時に以下の対策を行っていただきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

- ①利用前7日間は感染リスクの高い行動を控えてください。
- ②利用する7日前から当日までに体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感やだるさの症状等）はご利用をご遠慮いただくようお願いします。
- ③移住体験住宅利用による町内滞在時は、基本的な感染防止対策を行っていただくようお願いいたします。
 - ・不織布マスクを正しく着用
 - ・手洗い・手指消毒
 - ・十分な換気
 - ・会話時等の人との距離の確保

(2) 当該施設は立科町への移住を検討していただくための施設であり、ホテルや旅館と異なります。趣旨を御理解いただき本要領に記載のルールを守ってご利用くださいますようお願いいたします。

2 ご利用案内

(1) ご利用いただける方

立科町への移住、二地域居住を検討されている方で、立科町以外に住所のある方に限る。（観光・レジャー・避暑等、移住以外での目的の利用ではないこと。）「立科町空き家バンク」に登録があること。

(2) 利用日数

1泊2日から6泊7日まで（初日は土日祭日を除いた平日とすること。）

(3) 利用人数

1部屋4名まで。（ただし、就学前幼児は人数に含めません。）

(4) 施設利用料

無料です。

(5) お申込み・お問い合わせ

〒384-2305 長野県北佐久郡立科町大字芦田 2602-1

立科町移住サポートセンター

電話：0267 - 78 - 5645 ファクス：0267-78-5646 メール：t-iju@sas.janis.or.jp

3 ご利用手順

(1) 仮予約

- ①利用を希望する場合は、まず電話、ファクス、電子メールのいずれかで空状況の確認と仮予約を行ってください。

②仮予約後に申込書を送付します。到着後速やかに身分証明書のコピーを添えて提出してください。(様式第1号)

(2) 申込み・事前オンライン(電話)ヒアリング

①利用の申し込みは、利用開始2ヶ月から14日前までに行ってください。

②申込みには以下の物を郵送してください。

- ・立科町移住体験住宅利用申込書(様式第1号)
- ・代表者の身分証明書(住所確認ができる書類)のコピー
- ・空家バンク登録用紙(空き家バンク未登録者のみ)

③移住体験の趣旨をご理解いただき、体験住宅利用中の移住体験プログラムをご提案するため、申込書受付後にオンライン(オンライン接続不可の場合は電話)によるご案内をさせていただきます。

- ・30分程度
- ・オンライン会議システム「Zoom」利用
(インターネットに接続できる環境をご用意いただき、事前にメール送信する会議用URLに接続してください。)
- ・移住体験住宅および移住体験プログラムの趣旨の説明、申請書に記入いただいた希望に基づく体験プログラムのご案内

(注意事項)

- ・予約は1回につき1滞在(7日以内)分までです。既に予約を入れている場合は、利用が終了するまで次の予約を入れることはできません。
- ・利用開始手続きは平日の8:30~15:00です(土日祝祭日を除く)。
利用終了手続きは8:30~11:00です。
- ・仮予約後7日以内に申込書の提出が無い場合は予約キャンセルとなります。
- ・同一人物及び同一家族の利用は合計最大28日間までとし、一年間に4回までとします。また、申請者が異なる場合でも過去に当施設を利用した方が含まれる場合には同様の扱いとします。

(3) 決定

①予約決定後、立科町移住体験住宅利用承認書(様式第2号)を郵送しますので、利用日当日にご持参ください。

②「健康チェックシート」のダウンロード(できない場合は郵送)および利用日7日前からご記入をお願いします。

(注意事項)

- ・寝具は利用者自身で準備してください。(レンタルを希望される方については、別紙『寝具レンタル料金表』をご覧ください)
- ・予約を取り消す場合は、原則10日前までに立科町役場企画課に連絡してください。また、寝具レンタルの取り消しの連絡は利用者自身で行ってください。なお、キャンセル費用等が発生したときは利用者の負担となります。
- ・施設の修繕等の理由により、予定していた利用を延期や取消しする場合があります。万が一このことにより利用者に損害が発生した場合でも立科町では一切の責任を負いません。

(4) 利用開始

- ①利用開始時に利用承認書(様式第2号)および「健康チェックシート」を提出してください。
- ②利用承認書(様式第2号)および「健康チェックシート」の確認後、入居前体温測定、鍵の受渡し、詳細説明を行います。
※検温の結果、37.5℃以上の発熱が確認された場合、ご利用をご遠慮ください。
- ③利用期間中には、町職員が町の紹介や移住相談、体験プログラムのご案内をいたします。

(注意事項)

- ・業者に寝具のレンタルを申込みしている場合、施設にて受け取りと代金の支払いを利用者自身が行ってください。
- ・利用者は入居時及び退去時に職員と備品の確認を行ってください。万が一、利用終了時に破損や不足が生じた場合、利用者において修理費等を負担してもらうことがあります。
- ・職員とゴミ収集場所の確認をしてください。
- ・駐車場でのご事故は利用者の責任において対処していただきます。
- ・施錠はしっかり行ってください。万が一盗難にあった場合でも、町は一切責任を負いません。
- ・室内は清掃に努め、清潔を保ってください。
- ・生ごみや油類(食用油など)を台所の流し、トイレ、風呂等に流さないでください。
- ・庭は定期的に清掃をし、雑草の処理を行ってください。
- ・冬期は結露の発生に注意し、こまめに換気と拭き掃除を行ってください。
- ・降雪時には施設の庭及び道路の雪かきを、地域住民と協力して行ってください。
- ・室内は禁煙とします。
- ・ペットは屋内、屋外問わず禁止します。
- ・施設内外は禁煙と火気使用厳禁とします。
- ・退去前に清掃(特に換気扇、ガス台、風呂、洗面所、トイレ)をし、ゴミを適正に処理してください。
- ・万が一鍵を紛失した場合、玄関錠の交換費用を利用者に負担していただきます。
- ・近隣住宅と会う機会があったら、挨拶等のコミュニケーションを図ってください。
- ・退去時間に変更が生じる場合は、町担当者に連絡してください。
- ・残ったゴミは利用者自身でお持ち帰りください。
- ・退去時に鍵を職員に返却してください。
- ・寝具をレンタルしている場合は、原則退去前に返却してください。
- ・退去時にアンケートを提出してください。

(5) 利用終了

- ①退去時は備品確認の立ち合い、鍵の引き渡しを行ってください。
- ②利用日数は7日間以内です。やむを得ない理由で申請時の利用期間の予定より退去日が早まる場合は、町担当者に相談してください。
なお、予定していた利用日数を変更された方については次回以降の利用を制限させていただきます。

4 施設内の設備等

(1) 利用施設

立科町移住体験住宅 2部屋（うち1部屋を予約可能）

(2) 設備品等

①設備 台所、バス、トイレ、洗面台、和室等

②備品

- ・電化製品（冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ、洗濯機、掃除機、アイロン（アイロン台）、ドライヤー、こたつ、エアコン（暖房機能付き）、温風ヒーター、テレビ等）
- ・調理器具（給湯器、IHコンロ、調理器具（鍋、フライパン、やかん、ボウル、ざる、包丁、まな板、フライ返し、菜箸、おたま、缶切り・栓抜き、計量カップ、計量スプーン、ピーラー、キッチンはさみ等）、食器（皿（大・中・小）、お茶碗、汁椀、コップ、はし、スプーン、フォーク、急須等）、子供用食器（皿、マグカップ、茶椀、汁椀、箸、スプーン、フォーク）、台所用洗剤、スポンジ等）
- ・掃除用具（ほうき、ちりとり、バケツ、ぞうきん、ごみ箱、床用不織布モップ、雪かき（冬季）、手洗い用せっけん、トイレ用洗剤、風呂用洗剤）
- ・洗濯用品（洗濯かご、洗濯バサミ、ハンガー、物干し竿等）
- ・風呂設備（ガス給湯器（追い炊き機能なし）、風呂椅子、手桶、バスブーツ

③その他 メモ帳、ボールペン、はさみ、懐中電灯等

(3) 以下の品物は利用者でご用意ください。

- 寝具（レンタルを希望される方は別紙「寝具レンタル料金表」をご覧ください。）
- 寝巻 ○生活用品（洗面用品、台所用ふきん） ○洗濯用洗剤 ○ごみ袋
- 食材、調味料 ○ティッシュペーパー ○トイレットペーパー
- その他施設内に無い物

(別紙)

寝具レンタル料金表

立科町内の寝具レンタル取扱店は次のとおりです。

寝具レンタルを利用される際は、1週間前までに取扱店へ連絡をお願いします。

また、寝具レンタルの取消しをする場合は、利用者の責任において連絡をすることとし、キャンセル料が発生した時は利用者の負担となります。

○ 町内の寝具レンタル取扱店

有限会社 菊屋 (立科町大字芦田 2596)

電話 0267-56-1008

寝具一式の料金 (1泊あたり)

基本料金 1,500円～ (敷布団、掛布団、枕、シーツ)

追加料金 500円～ (掛布団を羽毛に変更)

追加料金 500円～ (毛布1枚)

※料金については税抜価格